

# 栃木県里親認定基準解説

## (養育里親)

### 1 里親申込者の基本要件について

(1) 子どもを養育する上で、心身ともに健全であること。

<解説>

- 「心身ともに健全である」とは、子どもを養育していく上で必要な「健全」さであり、必要に応じて健康状態を調査するための健康診断書等の提出を求めることとする。  
ただし、疾病等を有していても、子どもの養育に支障を来すことがなければ、この要件を満たすこととする。

(5)子どもの養育に関し、虐待等の問題がないと認められること。

<解説>

- 「虐待等」とは、児童虐待や子どもの心身の成長に有害な影響を及ぼす不適切な行為を言う。

(7)経済的に困窮していないこと、かつ原則として世帯の収入額が生活保護基準を上回っていること（親族による養育里親は除く。）。

<解説>

- 「生活保護基準を上回っていること」とは、具体的に生活保護基準の1.5倍以上の収入額があることとする。
- 「経済的に困窮していないこと」を確認するため、申請書に記載する収入や資産、貯蓄に加え、負債（住宅ローンやその他の借入金等）についても確認することとする。

### 2 家庭及び構成員の状況について

(3)里親申込者と起居を共にする者のうち、日常生活をする上で主たる養育者となる者が特別に対応しなければならない者がいないこと。

<解説>

- 「特別に対応しなければならない者」には、常に介護や看護を要する人等が含まれる。

- (4) 里親申込者に配偶者がいない場合には、次のどちらかの要件を満たしていること。
- ア 子どもの養育を適切に行える経験があること、又は保健師、看護師、保育士等の資格を有していること
  - イ 起居を共にし、主たる養育者の補助者として子どもの養育に関わることができる、成人の親族等がいること

<解説.>

- アの「子どもの養育を適切に行える経験があること」とは、例えば、ひとり親として養育経験があり、子どもの養育が可能な方や、長年保育園等での勤務実績があり、子どもの福祉に深い理解があり、且つまた子どもの特性や発達に対しても専門的な知識を有している方など、個々の状況を踏まえて総合的に判断する。
- 親族以外の同居者については、その同居の安定性、継続性を十分に考慮した上で、「成人の親族等」の「等」に含めることは差し支えない。ただし、「同居の安定性、継続性」を確認するために、必要に応じて住民票や各種証明書類等の提示を求めることとする。また、同居に至った経緯等も併せて聞き取ることとする。

### 3 家庭家屋及び居住地の状況について

- (1) 里親申込者の住居及び地域の環境が、子どもの保健、教育、その他の福祉上適当なものであり、住居の広さ、間取りについては、実子及び委託児童の年齢、性別、人数や家族の構成に応じた適切な環境が確保されることが見込まれること。

<解説>

- 里親申込者の住居については、里親自身の持家でなく、アパートや勤務先の社宅等であっても、適切な居住環境が整っているなど、総合的に判断して適当であれば、申込可能とする。
- 「住居の広さ」については、原則として『住生活基本計画』に定める最低居住面積水準を満たしていることとする。なお、算定する際の世帯構成員には、子どもの委託を想定し、10歳以上の子ども1名を加えることとする。

## (養子縁組里親)

### 1 里親申込者の基本要件について

養育里親に同じ。

### 2 家庭及び構成員の状況について

(4) 里親申込者は、原則として25歳以上であり、婚姻していること。ただし、夫婦の一方が25歳に達していない場合は、その達していない者は20歳に達していること。

<解説>

- 養子縁組を前提とする里親の場合は、子どもが20歳に達した時、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい。また、特別養子縁組を希望する里親の場合は、25歳に達しない者は、養親になることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においても、その者が20歳に達しているときは、この限りでない。

### 3 家庭家屋及び居住地の状況について

養育里親に同じ。

## (親族里親)

### 1 里親申込者の基本要件について

(6) 委託児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること。

<解説>

- 「委託児童の扶養義務者」とは、民法第877条第1項で「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」とされており、児童の祖父母及び兄弟姉妹がこれに当たる。

(7) 次の全ての要件を満たす要保護児童の養育を受託することに同意していること。

ア 両親その他児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できないこと。

イ 里親申込者である親族が、親族里親制度によらず当該児童を養育する場合、当該親族が経済的に困窮し、生計を維持することが困難となってしまう状況にあること。

<解説>

- アの「死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できないこと」には、虐待や養育拒否により養育が期待できない場合や精神疾患により養育できない場合なども含まれる。
- イについては、扶養義務がある場合であっても、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設への入所措置を余儀なくされる場合には親族里親制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育ができるようにすることができる。
- 親族里親は、保護者等がいる場合でも委託が可能となっているが、この場合、実親と親族間で子どもの養育を委ねるのではなく、児童相談所が当該児童を保護し、児童相談所が親族里親に委託するものであることを、実親及び親族に説明し、了解を得ることが必要である。

## 2 家庭及び構成員の状況について

養育里親に同じ。

## 3 家庭家屋及び居住地の状況

養育里親に同じ。

## (専門里親)

### 1 里親申込者の基本要件

(8) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 養育里親名簿に登録されている者であって、養育里親として3年以上の委託児童の養育経験を有する者

イ 児童養護施設もしくは乳児院で直接処遇職員として通算して3年以上従事した経験がある者であって、栃木県知事が適当と認めた者

ウ 栃木県知事が上記ア及びイに該当する者と同等以上の能力を有すると認定した者

<解説>

- 専門里親は、2年以内の期間を定めて、要保護児童のうち児童虐待の防止に関する法律第2条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、非行のある又は非行に結びつくおそれのある行動をする児童又は身体障害、知的障害又は精神障害がある児童を養育する養育里親である。

### 2 家庭及び構成員の状況

養育里親に同じ。

### 3 家庭家屋及び居住地の状況

養育里親に同じ。